



消防設備法定点検の重要性

消防法(消防法第17条の3の3)により消防用設備等を設置することが義務づけられている建物は、設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を**消防長又は消防署長に報告する義務**があります。(オーナー様自身で消火器を買い替えて設置するだけではNGです)

点検の種類と期間

■6カ月に1回の機器点検

■1年に1回の総合点検

■3年に1回の点検報告(消防署へ)



消火器用



設備用

※複合用途防火対象物のうち、その一部に飲食店やマーケットその他の物品の販売を営む店舗等の延べ面積の割合によっては防火対象物の報告義務は1年に1回となります。

これは消防法で定められたオーナー様の義務です。

万が一の場合、入居者様の生命にかかわり、所有者がその責任を問われます。

是非今一度実施状況を確認の上、点検報告等が十分でない場合は、点検の見積もりから、専門業者への点検の実施依頼、消防署への報告、オーナー様への点検結果報告書の送付まで弊社で対応いたします。

マンション・アパート・テナント



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 藤田